

# 事業継続支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業経営に大きな支障が生じている市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人などの事業継続を後押しするため、第1期（1月～6月減収分）及び第2期（7月～9月減収分）に引き続き、**第3期（10月～12月減収分）**の事業継続支援給付金を支給します。

**支給額：1事業者あたり10万円**（複数店舗の場合も1事業者とみなす。）

**受付期間：令和2年11月2日から令和3年1月29日まで**（当日消印有効）

※土日祝日及び令和2年12月28日から令和3年1月4日は窓口受付できませんので、ご注意ください。

※3密（密閉・密集・密接）を避けるため、原則として郵送での申請にご協力ください。

市役所へ直接、相談および申請を希望する場合は、事前に『予約』が必要です。感染拡大防止のためご協力をお願いします。

## ① 対象となる事業者（第1期（1月～6月減収分）及び第2期（7月～9月減収分）の申請者も対象）

次の掲げるすべての要件を満たす事業者

1. 市内で事業を営む小規模事業者、個人事業主、NPO法人、公益法人などであること
2. 売上高が、令和2年10月から同年12月までの任意の1か月間と前年同月を比較して、**20%以上減少**していること

（創業1年未満の事業者については、令和2年10月から12月までの任意の1か月間を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた直前の3か月間の平均売上高または直前の1か月間の売上高と比較して20%以上減少していること）

（新型コロナウイルス感染症拡大後に創業した事業者で2か月連続で損失が発生している事業者については、対象とするそれぞれの月の損益計算書の写しを添付すること）

## ② 申請の際に必要な書類

※指定様式は、多賀城市 HP からダウンロードするか、市役所商工観光課に備えています。

- ・申請書兼請求書※指定様式（第1期及び第2期の様式から変更がありますので、ご注意ください。）
- ・売上高比較表※指定様式（第1期及び第2期の様式から変更がありますので、ご注意ください。）
- ・事業確認書類（営業許可証などの許認可証、確定申告書等）の写し※市内で営業していることが分かる記載のあるもの
- ・比較するそれぞれの対象月の売上台帳等の写し（例：令和2年10月分と令和元年10月分）  
（複数市区町村で事業を行っている方は多賀城市内のみ事業所の売上高が分かるものを提出すること）
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- ・振込先口座確認のための通帳またはキャッシュカードの写し※いずれか一点  
（振込先は必ず申請者と同一名義であること）

## ③ 申請方法

下記宛て郵送、または事前予約の上、申請書類を持参してください。

（お問合せ・郵送・事前予約）

〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号

市民経済部商工観光課 電話 022-368-1141 内線 471～472

（裏面もご覧ください）

## 多賀城市新型コロナウイルス対策事業継続支援給付金についてのQ & A

Q 1 : 常時雇用する従業員には、パートやアルバイト、家族従業員は含まれますか？
A 1 : 含まれません。また、法人の役員についても含まれません。 ※申請書の「常時雇用する従業員数」の欄には市内店舗に勤務する人数のみを記載してください。
Q 2 : 事業所は多賀城市内にありますが、多賀城市外に事業主が居住している場合は対象となりますか？
A 2 : 本給付金は、補助対象者の要件を「市内で事業を行っていること」としていることから、事業主が市外に居住している場合でも対象となります。
Q 3 : 小規模事業者とは？
A 3 : ①卸売業・サービス業・小売業の場合は従業員が5人以下、②製造業・建設業・運輸業その他の場合は従業員が20人以下の事業者を言います。
Q 4 : 特定非営利活動法人や公益法人が売上高の減少を証する場合は、どのような書類が必要になりますか？
A 4 : 法令等により作成が義務付けられている書類で、収支が分かるものまたはこれに類する書類を提出してください。例えば、学校法人は事業活動収支計算書、社会福祉法人は事業活動計算書などがこれにあたります。
Q 5 : 創業1年未満の事業者は対象となりますか？
A 5 : 前年同月比の売上高減少が確認できない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少を創業以降の売上高等と比較できる場合は、特例により対象となります。
Q 6 : 創業1年未満の事業者で前年の売上高と比較できない場合、売上高の減少を証するにはどのようにしたらいいですか？
A 6 : 例外として、令和2年10月から12月における任意の1か月間の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前3か月間の平均売上高又は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前1か月間の売上高と比較して20%以上減少する月があることを証する書類を提出してください。 なお、詳しくは「売上高比較表」をご覧ください。
Q 7 : 創業が令和2年12月の事業者は申請できますか？
A 7 : 令和2年10月から12月までの任意の1か月間と売上高を比較することができず、新型コロナウイルス感染症の影響の有無が確認できないため対象となりません。

### 申請に当たっての注意点

- (1) 法人等の場合、申請書には社判ではなく、代表者印を押してください。
- (2) シャチハタ印は不可です。必ず朱肉を使う印鑑をご使用ください。
- (3) 修正の場合は二重線及び申請書に押した代表者印で訂正ください。(修正テープ等は不可)